

法務省民二第211号

平成18年1月30日

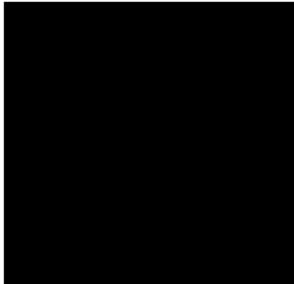
法 務 局 長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

独立行政法人雇用・能力開発機構業務（雇用促進融資業務及び勤労者財産形成融資業務）に関する包括委任状の一部変更について（依命通知）

標記について、別紙甲号のとおり独立行政法人雇用・能力開発機構理事長から照会があり、別紙乙号のとおり回答したので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。



17雇能発第399号
平成18年1月16日

法務省民事局長

殿

独立行政法人雇用・能力開発機構
理事長

独立行政法人雇用・能力開発機構業務（雇用促進融資業務及び勤労者財産形成融資業務）に関する包括委任状の一部変更について

当機構の業務に関する公正証書作成の嘱託、登記申請等の手続につきましては、何かと御指導、御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、独立行政法人雇用・能力開発機構業務に関する包括委任状につきましては、平成16年2月25日付け法務省民二第565号をもって御了承をいただいているところですが、今般その一部を変更し、別紙1から別紙3のとおりとすることとしたいので、公正証書作成の嘱託及び登記申請の手続上差し支えないか、御照会いたします。

なお、変更の要旨は、下記のとおりです。

おって、別紙1から別紙3のとおりとして差し支えない場合は、貴管下法務局及び地方法務局に対して御周知くださるよう、御依頼申し上げます。

記

不動産登記法（平成16年法律第123号）、不動産登記令（平成16年政令第379号）及び不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）が平成17年3月7日から施行されたことに伴い、担保権設定登記等に係る登記識別情報通知の受領について委任事項に追加すること。

第 号

委 任 状

平成 年 月 日

横浜市中区桜木町 1 丁目 1 番地 8

独立行政法人雇用・能力開発機構

理事長 ○○ ○○ 印

私は、

住 宅 金 融 公 庫
又 是
沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫

を代理人と定め、下記事項を処理する一切の権限を委任

します。

記

- 1 独立行政法人雇用・能力開発機構法に基づく貸付けについて、独立行政法人雇用・能力開発機構を債権者とする金銭消費貸借契約又は独立行政法人雇用・能力開発機構を担保権者とする担保権設定契約の締結に関する事。
- 2 独立行政法人雇用・能力開発機構を債権者とする貸付金債権又は独立行政法人雇用・能力開発機構を担保権者とする担保権の変更又は処分の契約の締結に関する事。
- 3 前2号の契約に係る公正証書の作成の嘱託に関する事。
- 4 独立行政法人雇用・能力開発機構を担保権者とする担保権の設定、移転、変更、処分、更正、回復又は抹消の登記の申請に関する事及び当該担保権の登記申請に係る登記識別情報通知の受領に関する事。
- 5 独立行政法人雇用・能力開発機構が登記名義人となっている担保権の消滅の承諾、数個の建物が合体して一個の建物となった場合において独立行政法人雇用・能力開発機構が当該合体前の一の建物について担保権等の登記名義人となっているときの当該合体後の建物の持分を定めることについての承諾又は権利の変更の登記で独立行政法人雇用・能力開発機構が登記上利害の関係を有するものの承諾に関する事。
- 6 独立行政法人雇用・能力開発機構を担保権者として登記した工場抵当法第2条による抵当権登記の機械器具目録及び工場財団の財団目録について物件の表示変更、追加、分離又は消滅による変更登記の同意に関する事。
- 7 弁済金の受領に関する事。
- 8 委任状、資格証明書及び印鑑証明書の原本の還付請求及び受領に関する事。
- 9 前各号に掲げる行為に係る復代理人選任に関する事。
- 10 第3号、第4号又は第8号に掲げる行為につき、復代理人に対して、さらに代理人を選任させる事。

第 号

委 任 状

平成 年 月 日

横浜市中区桜木町1丁目1番地8
独立行政法人雇用・能力開発機構
理事長 ○○ ○○ 印

私は、 を代理人と定め、下記事項を処理する一切の権限を委任します。

記

- 1 独立行政法人雇用・能力開発機構法に基づく貸付けについて、独立行政法人雇用・能力開発機構を債権者とする金銭消費貸借契約又は独立行政法人雇用・能力開発機構を担保権者とする担保権設定契約の締結に関する事。
- 2 独立行政法人雇用・能力開発機構を債権者とする貸付金債権又は独立行政法人雇用・能力開発機構を担保権者とする担保権の変更又は処分の契約の締結に関する事。
- 3 前2号の契約に係る公正証書の作成の囑託に関する事。
- 4 独立行政法人雇用・能力開発機構を担保権者とする担保権の設定、移転、変更、処分、更正、回復又は抹消の登記の申請に関する事及び当該担保権の登記申請に係る登記識別情報通知の受領に関する事。
- 5 独立行政法人雇用・能力開発機構が登記名義人となっている担保権の消滅の承諾、数個の建物が合体して一個の建物となった場合において独立行政法人雇用・能力開発機構が当該合体前の一の建物について担保権等の登記名義人となっているときの当該合体後の建物の持分を定めることについての承諾又は権利の変更の登記で独立行政法人雇用・能力開発機構が登記上利害の関係を有するものの承諾に関する事。
- 6 独立行政法人雇用・能力開発機構を担保権者として登記した工場抵当法第2条による抵当権登記の機械器具目録及び工場財団の財団目録について物件の表示変更、追加、分離又は消滅による変更登記の同意に関する事。
- 7 弁済金の受領に関する事。
- 8 委任状、資格証明書及び印鑑証明書の原本の還付請求及び受領に関する事。
- 9 第3号、第4号又は前号に掲げる行為に係る復代理人の選任に関する事。

第 号

委 任 状

平成 年 月 日

横浜市中区桜木町1丁目1番地8
独立行政法人雇用・能力開発機構
理事長 ○○ ○○ 印

私は、

住 宅 金 融 公 庫
又は
沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫

を代理人と定め、下記事項を処理する一切の権限を委任
します。

記

- 1 独立行政法人雇用・能力開発機構法及び勤労者財産形成促進法に基づく貸付けについて、独立行政法人雇用・能力開発機構を債権者とする貸付契約若しくは金銭消費貸借契約又は独立行政法人雇用・能力開発機構を担保権者とする担保権設定契約の締結に関すること。
- 2 独立行政法人雇用・能力開発機構を債権者とする貸付金債権又は独立行政法人雇用・能力開発機構を担保権者とする担保権の変更又は処分の契約の締結に関すること。
- 3 前2号の契約に係る公正証書の作成の嘱託に関すること。
- 4 独立行政法人雇用・能力開発機構を担保権者とする担保権の設定、移転、変更、処分、更正、回復又は抹消の登記の申請に関すること及び当該担保権の登記申請に係る登記識別情報通知の受領に関すること。
- 5 独立行政法人雇用・能力開発機構が登記名義人となっている担保権の消滅の承諾、数個の建物が合体して一個の建物となった場合において独立行政法人雇用・能力開発機構が当該合体前の一の建物について担保権等の登記名義人となっているときの当該合体後の建物の持分を定めることについての承諾又は権利の変更の登記で独立行政法人雇用・能力開発機構が登記上利害の関係を有するものの承諾に関すること。
- 6 弁済金の受領に関すること。
- 7 委任状、資格証明書及び印鑑証明書の原本の還付請求及び受領に関すること。
- 8 前各号に掲げる行為に係る復代理人選任に関すること。
- 9 第3号、第4号又は第7号に掲げる行為につき、復代理人に対して、さらに代理人を選任させること。

法務省民二第210号

平成18年1月30日

独立行政法人雇用・能力開発機構

理事長 [REDACTED] 殿

法務省民事局長 [REDACTED]

独立行政法人雇用・能力開発機構業務（雇用促進融資業務及び勤労者財産形成融資業務）に関する包括委任状の一部変更について（回答）

本月16日付け17雇能発第399号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えないものと考えます。

なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。